

こうしたいささか気にかかる点があるのは別として、本書の学術的な意義についての評価は、すでに冒頭に述べたとおりである。最後に、以上の評価を踏まえて方法論における本書の貢献についても付言しておきたいと思う。それは、本書が社会運動としてのイスラーム運動、すなわちイスラーム社会運動の分析の手法において、実験的な試みを示しているという点である。以前紹介したことがあるが、バーク（Edmund Burke III）は、イスラーム社会運動の研究にあたって目指すべき方法論として、「新オリエンタリズムの接近」と「社会史的接近」の総合を提唱した*。すなわち、それは運動の基盤をなす思想の内在的理解と、社会科学理論の適用による動態的な分析の総合を目指した試みのことである。本書は、まさにこのバークが述べる方法論的総合の一つの試みと言えるのではないか。このような方法論的実験の試みを続ける著者の今後の研究の成果を期待したいと思う。

* Burke, Edmund III. “Islam and Social Movements: Methodological Reflections,” in Edmund Burke III and Ira M. Lapidus eds., *Islam, Politics, and Social Movements*: California, University of California Press, 1988.

（長沢 栄治 東京大学東洋文化研究所）

Azzam Tamimi. *Hamas: Unwritten Chapters*. London: Hurst & Company, 2007, 344 + xii pp.

本書の著者アッザーム・タミーミーは、ロンドンに拠点を構えるイスラーム政治思想研究所（Institute of Islamic Political Thought）の所長であり、イスラーム政治思想や現代中東政治を専門とする研究者である。本書は著者による最初のハマス研究書であり、全10章の中に、過去40年間に及ぶハマスとその母体であるパレスチナ・ムスリム同胞団の諸活動、思想と実践、組織構造、パレスチナ政治における役割などが詳細かつ包括的に論じられている。現在世界的に大きな注目を集めるハマスについて知るために格好の書である。

＊

ハマス（Ḥamās. 正式名称：イスラーム抵抗運動 Ḥaraka al-Muqāwama al-Islāmīya）は1987年12月の第1次インティファダ（住民蜂起）を契機にムスリム同胞団（Jamʿīya al-Ikhwān al-Muslimīn 以下、「同胞団」と略す）の対イスラエル闘争部門として誕生した。それまで、パレスチナ解放のための対イスラエル闘争はファタハ（Fataḥ. 正式名称：パレスチナ解放運動 Ḥaraka al-Taḥrīr al-Waṭanī al-Filasṭīnī）などから構成されるパレスチナ解放機構（PLO）が中心的役割を担っていた。ハマスはPLOとは別の独自の指揮系統・戦略に基づく闘争によって急速に支持基盤を拡大し、ファタハに次ぐ勢力を有する組織に成長した。1993年、イスラエル・PLO間のオスロ合意によって和平プロセスが開始されたが、ハマスはパレスチナ全土解放を主張し、ガザとヨルダン川西岸に限定された「ミニ・パレスチナ国家」を前提とする和平プロセスに反対の立場を堅持した。また、和平プロセスから派生する暫定自治の枠組み、および自治政府（PA）や立法評議会（PLC）などの諸機関も否定した。しかし、ハマスは2006年1月の第2回PLC選挙に際して、和平プロセスの破綻を理由に選挙参加を決定し、132議席中74議席を有する第一党となった。同年3月にはハマス政権が誕生した。しかし、イスラエル・欧米諸国など国外からの圧力、ファタハとの

衝突などの国内問題により政権運営は困難に直面し、今年3月に事態収拾のためにハマースとファタハを中心とする挙国統一政府が成立した。ハマースは結成以来、勢力の浮沈はあるものの、パレスチナ政治の主要なアクターとして活動しているといえよう。

本書は、このようなハマースの思想と諸活動について、ハマース内部の視点から解明することを主要な目的としている。これまで、欧米言語によるハマース研究の多くは、[Levitt 2006] に代表されるように、イスラエルの視点から治安・情報機関の資料に依拠した考察を行っている。欧米諸国ではハマースを単なるテロリスト集団と前提的に位置づける偏見的な言説が支配的であり、ハマースの内部からの視点に立つ研究はもちろんのこと、客観的かつ冷静な研究もほとんどないと著者は指摘する [Tamimi 2007: 1-2]。先行研究が抱えるこれらの問題の克服を念頭に、本書ではこれまでほとんど考慮されなかったハマース内部からの視点に立つ新たなハマース理解が目指されている。

＊

本書は全10章から構成される。その内容を概観したい。

第1章、第2章では、1967年から1987年のハマース誕生までのパレスチナ同胞団の活動が取り上げられている。同胞団の社会活動による組織基盤強化、同胞団内でインティファダ以前に立案されていた対イスラエル闘争計画、ヨルダンや湾岸諸国をはじめ欧米諸国にまで広がる同胞団ネットワークなどに関する包括的な分析に基づき、ハマース誕生までの経緯が詳述されている。

第3章～第6章では、1988年以降のパレスチナにおけるハマースの活動について分析する一方、政治局を中心とする在外指導部についても詳しい考察がなされている。在外指導部がハマースの意思決定過程で重きをなすようになった要因、当初クウェートに拠点を構えていた在外指導部がヨルダンを経てシリアへ移動した経緯などについて、ハマースの内部問題に加え、イスラエルの対ハマース政策、そして湾岸戦争（1991年）やオスロ合意以降の中東和平プロセスなどの地域情勢からも明らかにされている。

また第1章～第6章では、ハマースの活動実態に関する詳細な説明を踏まえて、パレスチナ国内外の情勢変化に適応してハマースの組織構造が変化してゆく経緯が克明に述べられており、運動体としてのハマースの発展過程を動態的・包括的に理解することができる。

第7章では、ハマースの思想と組織理念について、「ハマース憲章 (Mithāq Ḥaraka al-Muqāwama al-Islāmiya)」をめぐるハマース内の議論を中心に検討が行われている。近年のハマースでは同憲章の改正論議が重要争点のひとつとなっており、指導者の間では新憲章制定を求める声が根強い。また、ハマースのイスラエル承認問題については、「ミニ・パレスチナ国家」を前提とするイスラエル承認は難しいとする一方で、イスラエルとの停戦 (hudna) とその更新は可能であるとされ、事実上の二国共存の可能性を示唆している。

第8章では、自爆攻撃による「殉教作戦」について、イスラーム諸国のウラマーたちによるイスラーム法学上の議論を概観・整理している。自己犠牲と自殺をめぐるイスラームの生命観やジハードの諸規定など、イスラーム法における合法／非合法の問題にまで踏み込んだ鋭い考察が見られる。殉教作戦をテロ行為としてそれ以上の議論を行わない多くの先行研究とは異なる新しい視座が提示されている。

第9章では、ファタハ、およびファタハが主流派をなす PLO との関係について議論が行われている。本書は、ハマースとファタハの間では緊張関係が基調をなしているとし、ファタハによるハマースの弱体化の試みがこれまで継続的に行われてきたと分析する。特に、オスロ合意以降は PLO の唯一代表権問題、対イスラエル和平の是非、ファタハ主導の PA によるハマース弾圧などに

よって、それが顕著になったと述べられている。

第10章では、2004年のアラファート死去後のパレスチナ政治について、2006年1月のPLC選挙を中心に論じている。この選挙でのハマースの勝利は我々の記憶に新しいが、著者はその要因として、①パレスチナ全土解放路線への投票者の支持、②同胞団以来の社会奉仕活動による基盤形成とクリーン・イメージの確立、③イスラーム復興が定着したパレスチナにおけるイスラームの言説の有効性、④和平プロセスの挫折を挙げている。そして、イスラエル軍侵攻など最近のパレスチナ政治の危機を概観し、新たなインティファダが再発する可能性への言及をもって結びとしている。

＊

本書のいずれの章においても、ハマースの活動や思想について、ハマース・メンバーとのインタビューに基づく興味深い分析・考察が行われており、イスラエルの視点のみではなくハマース内部の視点から斬新な議論が展開されている。これは、ハマース指導層に多数の知己を持つ著者であるがゆえに可能なことであろう。偏見によらない新たなハマース理解の実現という本書の主要目的は十分に達成されているといえる。

実際に、本書ではハマースを外部から観察するだけでは行えない議論が多数見られる。第7章におけるハマース憲章改正をめぐる議論はその一例であろう。イスラエル・欧米諸国では、憲章の内容からハマースの硬直性や過激性を批判する声がしばしば聞かれる。一方で、ハマース指導層が憲章に言及することはほとんどない。例えば、2006年PLC選挙におけるハマースの選挙綱領では、憲章に関する言及・引用は全くない〔横田 2006: 3-23〕。これまでのハマース研究は、憲章がほとんど言及されない理由を明確に説明していない。これに対して、本書は憲章改正をめぐるハマース内の議論を詳述することによってその理由を明らかにする〔Tamimi 2007: 148-156〕。まず、憲章は誕生当時のハマースの思想と政治的立場を表したものに過ぎず、また制定当時にハマース内で十分な議論が行われなかった事実が明らかにされている。その後も見直しが行われなかったため、現在の諸状況に十分対応できない記述・内容となっている。憲章への批判的見解と改正要望がハマース指導部に根強いこと、そして2005年末には新憲章制定がほぼ決定されていたことを本書はインタビューを通じて明らかにする。憲章が現在のハマースの思想と活動を的確に反映しておらず、改正要望が根強いことに鑑みれば、憲章への言及が見られないのは当然のことといえよう。このように本書はハマースの内部事情にまで踏み込んだ動態的な議論を行っており、静態的な分析に終始する多くの先行研究の限界を乗り越えることに成功している。

今後、本書はハマース研究のスタンダードな研究書になると評者は確信する。本書の研究成果を踏まえた上で、今後のハマース研究の課題としては次の2点が挙げられよう。第1の課題は、ハマース活動の基盤となっている社会活動の実態について明らかにすることである。社会活動の実態を解明し、本書の研究成果と総合することによって、さらに広い次元でのハマース全体像の把握が可能となろう。社会運動の調査ではフィールドワークと原典資料解析が必須になると考えられ、これら2つの作業は地域研究者が担うべき課題かもしれない。第2の課題としては、ハマースなどアラブ諸国に広がる同胞団・同胞団系組織、そして同胞団国際機構に関する包括的・総合的な研究が挙げられよう。アラブ諸国において同胞団の重要性は繰り返し述べられており、最近では各国の同胞団に関する研究が徐々に刊行されている。今後、ハマースを対象とする本書など最近のこうした研究成果を基礎として、同胞団の国際的なネットワークを明らかにする必要がある。

引用文献

横田貴之 2006. 『中東諸国におけるイスラームと民主主義—ハマス 2006 年立法評議会選挙綱領を中心に』 日本国際問題研究所.

Levitt, M. 2006. *Hamas: Politics, Charity, and Terrorism in the Service of Jihad*. New Heaven & London: Yale University Press.

(横田 貴之 日本国際問題研究所)

Liyakat N. Takim. 2006. *The Heirs of the Prophet: Charisma and Religious Authority in Shi'ite Islam*. Albany: State University of New York. 252pp.

1979 年、テヘランに降り立ったエール・フランスの特別機のタラップから、1 人の老人が手を振る映像が全世界に伝えられた。その老人こそ、イラン・イスラーム革命の指導者である、ホメイニー師である。同革命は宗教知識人の見解が、現代社会の根底を揺さぶるものであることが示された歴史事件であった。しかし同時にそれは、歴史事件でありながら、現在のイラン社会に直接的に通じる。革命後のイランでは、法学者が政治権力ブロックの中枢に位置した、「特異な」体制が展開されている。評者は歴史的に、また現代的に 12 イマーム・シーア派（以下 12 イマーム派と略）における、権力体系を研究対象としている。

本書は、イスラーム史初期における、宗教権威をめぐる角逐のなかで主張された諸集団の「正統性」に焦点をあてる。イスラームにおける宗教的権力体系に関する実証的な史料分析の一方で、ウェーバーのカリスマ的支配論を分析枠組みに据え、社会学的な分析が試みられる。特に 12 イマーム派の権力体系が中心に据えられて議論は展開されていく。

著者によれば、カリフ、ウラマー、スーフィー、イマームとその「近臣者」が、異なる文脈で預言者ムハンマドの宗教的役割を継承したという。また、政治的権威者であったカリフは、同時に宗教的権威であったとされる。著者の視点は、カリフがイマームと同様に、宗教・政治的権威者であるという、クローン (Patricia Crone) たちの見解を引き継いでいる [Crone and Hinds 1986]。著者はクローンたちの見解を補完すべく、ハディースや年代記の記述からの論証を試みる。すなわち、第 1 にスンナ派初期ハディース集『ムワッタア (al-Muwatta')』にウマイヤ朝やアッバース朝カリフの先例のない言行の集録。第 2 に年代記の記述から、カリフによる法の解釈権の主張。著者はそれらから宗教権威者としてのカリフ像を描いている。このようなカリフの宗教的役割に対し、ウラマー、特にシャリーアに従事する宗教知識人は、預言者のハディースの保管者、さらには法解釈の権限を主張することで、カリフの宗教的役割に対抗したという。結局イスラーム社会の一般大衆が社会的規範をシャリーアに求めたために、宗教知識人の法的権威性の主張が社会的な承認を受け、統治者との関係において宗教的地位を確立したとする。

このような預言者の法学的遺産を自らの正統性の中心軸に据えるウラマーに対し、スーフィーはイスラーム社会における預言者の精神的な役割によって、自らの後継者としての正統性を主張する。スーフィーたちはムハンマドとの精神的・血統上の系譜、預言者の行った精神的体験の再現者とし